簡易公募型(拡大型)プロポーザル方式に係る手続開始の公示
（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。
本公示に記載の業務は、参加表明書と技術提案書を同時に提出する試行業務である。

令和３年１月２７日
分任支出負担行為担当官
東北地方整備局　新庄河川事務所長　　吉柳 岳志

１．業務概要
（１）業務名　最上川中流鳥越出張所管内監理業務（電子入札対象案件及び電子契約対象案件）
（２）業務の目的
本業務は、鳥越出張所の河川に関する業務、工事並びに危機管理に関する業務、またこれらに関係する業務を効率的かつ合理的に実施することを目的とするものである。
（３）業務内容
監理業務１式
・河川における維持管理並びに工事に関する業務
・関係業務との連絡調整会議の運営
・関係機関（地域住民、官公庁、許可受者等）との調整・協議
・危機管理（出水時、地震時、水質事故等）に関する対応
（４）本業務において、技術提案を求める評価テーマは以下に示す事項とする。
・テーマ１：最上川中流鳥越出張所管内の河川特性・河川整備状況を反映した河川管理を実施する上で配慮すべき事項について
・テーマ２：過去の出水特性を踏まえた危機管理対応をする上で配慮すべき事項について
（５）履行期間　　令和３年４月１日　～　令和４年３月３１日
（６）本業務は、資料提出等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたい者は、分任支出負担行為担当官（以下、「契約担当官等」という。）の承諾を得た場合に限り電子入札に代えて紙入札方式とすることができる。
（７）本業務は、契約手続きに係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい者は、契約担当官等の承諾を得て紙契約方式に代えることができる。
（８）本入札は、新年度予算が成立し、予算示達がなされていることを前提条件とする入札とする。
（９）契約締結日は令和３年４月１日、契約期間の始期は令和３年４月１日とする。ただし、４月２日以降に予算が成立した場合には、契約締結日はその成立日とする。暫定予算になった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、予算措置が全額計上されていないときは、当面の間、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。

２．参加資格

（１）基本的要件

１）単体企業

a） 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

b） 参加表明書の提出時において、東北地方整備局(港湾空港関係を除く。)における令和３・４年度一般競争（指名競争）参加資格審査申請の定期受付において、希望業種を土木関係建設コンサルタント業務として申請を行い受理されている者であり、令和３年４月１日に認定がなされる者であること（会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。令和３年４月１日に、令和３・４年度一般競争（指名競争）参加資格のうち土木関係建設コンサルタント業務の認定がなされない場合は、競争に参加する資格を有しない者のした見積に該当し、当該見積は無効とする。

c） 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記b）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

d） 参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。

e） 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

２）設計共同体

上記１）単体企業に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和３年１月２７日付け東北地方整備局長）に示すところにより、局長から最上川中流鳥越出張所管内監理業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格の認定を受けている者であること。ただし、「建設コンサルタント」業務等における共同設計方式の取扱いについて（平成10年12月10日付け建設省大臣官房地方厚生課長、技術調査室長、官庁営繕部建築課長通知）」の記７「設計共同体の構成員の一部が指名停止措置を受けた場合の取扱い」における申請期限の特例については、個別説明書に示す期間とする。

（２）参加表明書及び技術提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（説明書参照）。

３．参加表明書の提出者に対する要件

参加表明書等を提出する者は、下記の[１]から[４]のいずれかの実績を１件以上（設計共同体の場合は、代表者について１件以上）有すること。ただし、[１]から[４]は、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した業務で、平成２２年度以降公示日までに完了し、

引渡済みの業務（発注者から直接請け負った者（以下「元請け」という。）とする。
[1] 河川・砂防またはダムの調査・設計・検討の業務に関する実績を有する者
[2] 河川・砂防またはダムの施工計画業務※に関する実績を有する者※発注者支援業務を除く
[3] 河川・砂防またはダムの施設点検に関する実績を有する者
[4] 河川・砂防またはダムに関する事業促進ＰＰＰ、ＰＭまたはＣＭの実績を有する者

４．技術提案書を特定するための評価基準
（１）参加表明者の経験及び能力
（２）配置予定技術者の経験及び能力、手持ち業務の状況
（３）当該業務の実施体制（再委託又は技術協力の予定を含む。）
（４）業務の実施方針
（５）評価テーマに対する技術提案

５．配置予定技術者に対する要件
配置予定技術者に対する要件は共通説明書及び個別説明書による。

６．説明書等の入手に関する要件
参加表明書及び技術提案書を提出しようとする者は、説明書等の交付期間内に、本業務の説明書及び見積に必要な図書等、電子入札システムの調達案件一覧中の本案件の「登録文書一覧」掲載の全ての資料（差替・変更分含む。）について、参加表明書等を提出しようとする者の代表者又は代理権限のある名義人のＩＣカードにより、電子入札システムからダウンロードしていなければならない。ただし、契約担当官等の指定する方法（ＣＤ－Ｒ等による貸与等）での交付を受けている場合はこの限りではない。
資料をダウンロードしない者又は契約担当官等の指定する方法での交付を受けない者は、提出された参加表明書及び技術提案書を無効とする。

７．手続等
（１）担当部局
〒９９６－００７１　山形県新庄市小田島町５－５５
国土交通省東北地方整備局 新庄河川事務所 経理課 契約係
ＴＥＬ　０２３３－２２－０２５２
ＦＡＸ　０２３３－２３－２８９４
（２）説明書等の交付期間、場所及び方法
１）電子入札システムにより交付する。交付期間は公示日から参加表明書及び技術提案書の提出期限の日の前日までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日、9時00分から17時00分まで（ただし、最終日は16時00分まで）。
２）やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない参加希望者に対しては、記録媒体（ＣＤ－Ｒ等）により電子データを交付するので、７．（１）にその旨連絡すること。
（３）参加表明書及び技術提案書の提出期限等
提出期限：令和３年２月２６日（金）１４時００分
提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限必着。）又

は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期限必着。以下「持参等」という。）により上記７．（１）に提出するものとする。

８．その他

（１）手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

（２）契約保証金　免除。

（３）契約書作成の要否　要。

（４）当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無。

（５）関連情報を入手するための照会窓口　７．（１）に同じ。

（６）詳細は共通説明書及び個別説明書による。

競争参加者の資格に関する公示

最上川中流鳥越出張所管内監理業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和3年1月27日

東北地方整備局長　　梅野　修一

1　業務概要

（1）業　務　名　　最上川中流鳥越出張所管内監理業務

（2）業 務 内 容　　本業務は、鳥越出張所の河川に関する業務、工事並びに危機管理に関する業務、またこれらに関係する業務を効率的かつ合理的に実施することを目的とするものである。

（3）履 行 期 限　　履行期間は以下の期間を予定している。
令和3年4月1日 ～ 令和4年3月31日

2　申請の時期

令和3年1月27日から令和3年2月26日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。

3　申請の方法

（1）申請書の入手方法

「競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務等）」（以下「申請書」という。）は、東北地方整備局ホームページ（http://www.thr.mlit.go.jp）から入手するものとする。

（2）申請書の提出方法及び提出場所

申請者は、申請書に最上川中流鳥越出張所管内監理業務 設計共同体協定書（4（4）の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

提出場所　〒980-8602　宮城県仙台市青葉区本町三丁目3番1号　仙台合同庁舎B棟
国土交通省　東北地方整備局　総務部　契約課　工事契約調整係
電話　022-225-2171(代)

（3）申請書等の作成に用いる言語

申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4　設計共同体としての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（令和2年10月1日付け国土交通省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「令和2年10月1日付け公示」という。）6（測量・建設コンサルタント等業務）の（1）から（4）までに掲げる項目について総合点数を付与して設計共同体としての資格があると認定する。

（1）組合せ

構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　東北地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和3・4年度一般競争（指名競争）参加資格審査申請の定期受付において、希望業種を土木関係建設コンサルタント業務として令和3年1月15日までに申請を行い受理されている者であること。

③　東北地方整備局長から地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

④　令和2年10月1日付け公示5（測量・建設コンサルタント等業務）の①から⑤までに該当しない者であること。

（2） 業務形態

① 構成員の分担業務が、業務の内容により、最上川中流鳥越出張所管内監理業務 設計共同体協定書において明らかであること。

② 一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、最上川中流鳥越出張所管内監理業務 設計共同体協定書において明らかであること。

（3） 代表者要件

構成員において決定された代表者が、最上川中流鳥越出張所管内監理業務 設計共同体協定書において明らかであること。

（4） 設計共同体の協定書

設計共同体の協定書が「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号）の別紙1に示された「○○設計共同体協定書」によるものであること。

5 資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書」により通知する。

6 資格の有効期間

5の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

7 その他

（1）設計共同体の名称は、「最上川中流鳥越出張所管内監理業務 △△・×× 設計共同体」とする。

（2）全ての構成員は、令和3年4月1日に4（1）②の申請による一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていなければならない。